

第5回盛岡地方裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成17年2月23日(水)午後1時30分～午後4時25分

第2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所裁判所大会議室(5階)

第3 出席者

(委員)

家子洋子, 石川悌司, 岡崎正道, 笠川さゆり, 熊谷隆司, 小池覚子,
塩村公子, 高橋孝, 高橋譲, 鷹嘴紅子, 藤原良夫, 松本直子, 丸山
仁, 三浦哲夫, 村上満男, 吉田誠一, 若原正樹(五十音順, 敬称略)

(盛岡地方裁判所委員会委員, 盛岡家庭裁判所委員会委員, 盛岡地方裁判所
委員会・盛岡家庭裁判所委員会兼務委員)

(庶務)

池田地裁事務局長, 齋藤民事首席書記官, 佐々木刑事首席書記官, 志村家裁事務局
長, 富山首席家裁調査官, 櫻井家裁首席書記官, 小野地裁事務局次長, 大内家裁事
務局次長, 宍戸家裁総務課長, 石川地裁総務課課長補佐, 泉家裁庶務係長

第4 盛岡地方裁判所委員会議事

1 開会の言葉(家裁総務課長)

2 所長あいさつ

3 委員長の選任(進行:委員長代理 高橋(譲)委員)

委員長に,出席委員全員が異議なく若原委員(盛岡地方裁判所長)を選任。

第5 盛岡家庭裁判所委員会議事

1 開会の言葉(家裁総務課長)

2 所長あいさつ

3 委員長の選任(進行:委員長代理 小池委員)

委員長に,出席委員全員が異議なく若原委員(盛岡家庭裁判所長)を選任。

第6 盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判所委員会合同議事

1 開会(家裁総務課長)

2 開会あいさつ（若原委員長）

3 庶務担当説明等

意見交換に先立って、庶務担当から次の説明がなされた。

(1) 議事テーマの説明（家裁総務課長）

第4回に引き続き「裁判は時間がかかりますか」のテーマで協議いただきたい旨説明し、全員が了承した。

(2) 「裁判の迅速化に関する法律」等についての説明（刑事首席書記官）

「裁判の迅速化に関する法律」、「裁判の迅速化に係る検証に関する規則」及び「裁判の迅速化に係る検証に関する検討会」の概要を説明した。

(3) 少額訴訟についての説明（民事首席書記官）

迅速な裁判の一例として簡易裁判所の少額訴訟手続きを取り上げ、配布資料「ご存知ですか？簡易裁判所の少額訴訟」のリーフレットを基に、その概要を説明した。

4 裁判所広報ビデオ「少額訴訟ってどんなもの？」視聴

「少額訴訟手続」を紹介するビデオを視聴した。

5 意見交換

現在の民事第一審通常事件の平均審理期間は9か月程度と聞いている。施行されてあまり期間がたっていないが、裁判の迅速化法ができた効果があがっているのか。

民事第一審通常事件の平均審理期間は、従前は1年くらいかかっていたので、効果はあがっていると思う。民事裁判は、納期を念頭におき、先を見通した審理を行い、納期を達成するための訴訟運営を行っていくべきと考える。そのため、審理や手続をどのような順序で行っていくかということ、裁判所と当事者が共に考える必要があると思う。

裁判の迅速化について、弁護士としても、法律ができたことによって10年前と比べれば、随分意識も変わってきたと思う。民事事件の場合、以前は争点整理に何回も弁論を重ねていたが、最近では、かなり少ない回数になっており、また、各期日も充実したものになっている。あまり争いのない事件は、1年以内には終局するようになったと思う。行政事件や医療過誤事件など、事案によっては、争点を絞るのが大変な事件もあり、迅速化の面にばかり気をとられると、拙速主義との批判が出ることも予想される。迅速化の要求と当事者の納得性という側面がある。いずれにしても、法律ができたことによって、弁護士が迅速化を意識するようになってきたことは間違いがない。

盛岡地方検察庁管内の刑事第一審通常事件は、ほとんどが起訴から1か月半程度の期間で終局している。具体的には、起訴から1か月程度で公判が開かれており、

第1回公判から2週間程度で判決が宣告されている。また、盛岡地方検察庁では、刑事裁判の迅速化を図る観点から、事件記録の弁護士への開示を起訴から1週間くらいで行っており、全国的に見てもまれな早さであると思っている。なお、刑事事件に関しては、どんなに争っている事件でも半年程度で終わっているのが実情である。

争いのない事件であれば月1回の割合の開廷でもそれほど時間がかからないが、争いがあると証人を多数調べなければならぬとなると、そうはいかないため、週に何回の割合で開廷すべきか等の審理計画を立てることになる。以前は、裁判所が審理計画を立てるのに苦労したこともあるが、法律ができた現在は、2年で終わらせるために何回開廷が必要かということの基本にして審理を進めることについて、当事者への協力を求めやすくなったということがある。

少額訴訟ビデオは、手順が分かりやすく説明されていた。ただ、ビデオでは、来庁者が裁判所に入るとすぐに、総合案内係のような方が声をかけていたが、その点は誤解を招くと思った。以前、委員会での庶務担当からの説明では、そのような係の必要性はあるものの、予算や人員の関係から、配置できないということだった。大きい裁判所で総合案内のような係が配置されているのであれば紹介願いたい。

また、裁判の迅速化法の説明で、弁護士や裁判所の責務に触れていたが、その責務を果たすことについて、人数を増やすことのできる部分と、仕事の進め方でできる部分とに区別が可能かどうかを教えてください。弁護士の責務では、法律によると「体制の整備」が挙げられたが、体制の整備とは何を指すのか、また、裁判所の責務について、法律の文言にある、「充実した手続」と「迅速化」がどう結び付くのか、イメージがつかめるような説明をしてほしい。

(庶務担当)

総合案内係の配置について、合同庁舎になっている東京家・簡裁庁舎には、1階に総合案内窓口があり、そこに事務官が配置されている。裁判所を訪れた人が、最初に総合案内窓口を訪ねると、どこに行けば良いかを案内してもらえることになっている。

盛岡地・家裁本庁では、正面玄関に入って左手に守衛室がある。正面玄関に入ると「案内窓口」という案内看板があり、来庁者は、その案内看板に従って守衛室を訪ねてもらおうと、案内できるようになっている。

また、そのほかの職員についても、廊下を歩いていて困っている人を見かけた場合には、声をかけて案内するようにしている。

総合案内を実施するのであれば、オープンカウンター方式がよい。新たな人員の配置が予算的にできないというのであれば、別の部署から人員を配置してでも行うのがよいと思う。

窓口案内については、接遇のカリキュラムを組んで職員研修を実施している。総合案内専門の職員を配置すれば解決するかもしれないが、裁判所も官公庁の一つなので、むやみに人を配置するわけにもいかない。引き続き部内研修で取り上げて、職員一人一人が心掛けるようにしたい。

盛岡地・家裁は、案内窓口が部屋になっており、職員が窓越しに対応しているのがよくないところだと思う。来庁者と職員との間に壁や窓ガラスがなければ、より

話がしやすくなると思うし、専門の職員配置がない中でやりくりするならば、そういう小さいことから手掛けるといった工夫も必要と思う。

今の意見で、工夫が必要であるという点は賛成するが、裁判所の限られた人員の中でやりくりをするという点は反対である。書記官や裁判官は、現在でもやりくりをしており、いわば小さな司法になっているように見える。司法制度改革の流れの中で大きな司法の実現を掲げたのだから、声を大きくして職員を増やすことや、裁判官を増やすことをしていただきたい。盛岡地・家裁では、予算節約との理由で、エレベータ1機の運転を止めていた時期があったが、それは考え方が違うと思う。やりくりをするというのは立派なことだが、必要なことについては、もっと外部に働きかけて、お金も人も獲得するという姿勢で対処願いたい。

迅速化法による弁護士の責務としての「体制の整備」について、そもそも法曹人口の絶対数が少ないことから、司法制度改革では、まず司法試験の合格者を増やす方向で動いている。専門家弁護士について、「地方」に当たる岩手弁護士会に専門家弁護士が生まれるのは難しく、弁護士によってこういう分野の事件に強いという者がいる程度である。弁護士の過疎対策についても体制の整備に含まれる。また、一つの弁護士事務所で相当数の事件を受任することにより、期日が入りにくくなることもある。弁護士事務所の事務員を増やすとか、一つの事務所所属の弁護士を増やすことなども必要な手段と考える。

今、法曹で話題になっている被疑者の国選弁護人制度や、少年の国選付添人制度が導入された場合には、いずれも弁護人等の必要性は突然起きるものなので、弁護士に少しでも余裕がないと成り立たない制度である。また、裁判員制度も数日間連続で期日を開くことが想定されているので、同様のことがいえる。

その点で、岩手県の法曹三者の体制作りは全く進んでいないと考える。岩手県は司法過疎で弁護士が少なく、例えば訴訟を起こそうと思って弁護士を訪ねても、金銭的なものや弁護士の繁忙により受任してもらえないなど、使い勝手の良い理想どおりの司法制度にはなっていない。県民に制度を理解させて、関係施設整備の必要性や国民のニーズにどう応えていくかについての説明が必要であるが、遅々として進まない現状にある。開かれた司法をどうやって県民に知らせるかが基本の課題と考える。

東北では岩手弁護士会が急激な会員数の伸び率を示している。私が岩手弁護士会に入会した昭和58年ころは30人前後の会員だったが、平成17年2月1日現在では56人に増えている。国民から様々なニーズがある中、法曹人口が増えることで競争が発生し、費用をディスカウントする事務所が現れたり、様々な弊害、例えば法曹の質の低下という問題も出てくると思っている。

また、弁護士の取り扱う仕事は、紛争という常にストレスを伴うものであることを理解してほしい。できるだけ利用しやすく、開放された司法制度の実現という話は分かるが、弁護士自身の人生観として受任できない事件もあるので、その観点を無視して議論されたら困ってしまうことになる。

なお、岩手弁護士会では公設事務所誘致や会員募集のメッセージを全国に発信している。このため、岩手県に縁もゆかりもない弁護士が登録してくれている。将来、司法試験合格者が3000人体制になった際には、中規模都市、地方都市へと多く

の弁護士が登録してくれることを期待している。

若い弁護士の中には、年限を区切って公設事務所勤務の経験をしたいと考えて、実際に勤務をしている者もいると聞いている。

岩手弁護士会はよくやっていると思う。岩手県に法科大学院を設立し、地元で法曹関係者が作り出せるならそれに越したことはないが、それができなかったことを県民全体で反省しなければならないと考えている。修習生が3000人になろうとも、意識の欠如から、地元で法曹養成機関を作れないでいることにはがっかりしている。

「充実した手続と迅速化」については、裁判の永遠のテーマであり、迅速化法が作られるときに相当議論されたと聞いている。裁判が、公正さと信頼のおけるものでなければならないことを考えると、充実した手続を無視することはできないので、そういう意味での制約は当然ある。裁判が迅速にできなかったからといって、だれかが罰を受けるというものではないが、当事者の不利益になってはいけなと考える。

裁判の迅速化で言っているのは、手続の手抜きをするというのではなく、これまで何かの事情で手続の間隔が空いていたのをもっと詰めて行おうというものと考え。法律で「2年」という期間が示されたが、「2年」という数字が普通の経済界のスピードと照らし合わせてみたときに、その数字は常識にかなっていると考えられるだろうか。

「2年」という数字がどこから出てきたのかが分からない。民事事件では、1年又は数か月で終わる事件が多いという話を聞くと、2年もかかるのは特殊な事件だろうと考える。自分の仕事で経験した公害訴訟などは、2年だと世の中の流れからは忘れ去られている事件だと思うし、2年はそういうことを追認する期間なのかと思う。特殊な事件が長引く傾向にあるというならば、その特殊な事件をどう迅速に解決していくかという道筋を決めるのが重要と考える。

裁判所職員は、法律に無知な一般市民に、丁寧に手続を教えてほしい。そういう意味でも、ビデオに出ていたような総合案内係の職員の配置は必要だと思う。裁判官や弁護士のような専門家がいても、それをつなぐパイプ役が重要だと思う。一般国民が裁判所に入るのは勇気が要るし、例えば守衛のように制服の人に声をかけられると、何か悪いことをしたのかとどぎまぎしてしまう。窓口の職員が女性だと尋ねやすいし、手続の教え方も、専門用語でなく、普通の言葉で話してくれるとよいと思う。

裁判にかかる時間については、法律のプロと市民との間に入って相談相手になってくれる人がいると、より短くなると思う。

裁判に納期を決めるというのもよいと思う。最初から1年かかると言われるとうんざりするが、解決までにはこのくらいの時間がかかるとか、こういう理由で延びるということを、その都度説明してもらえると気も楽になる。

また、こんな小さなことで裁判所に相談に行っているのかと遠慮する部分もあるため、裁判所ではどういうことができるのか、市民の知る方策が必要と考える。

先ほどから、利用しやすい弁護士制度が話題になっているが、私ども一般市民の感覚では、弁護士は金持ちが依頼するものだと思っている。司法試験に合格するの

は大変だと聞いており、素人からすると、法律の全部を分かっていなくてもいいので、もっと気軽に相談できる資格があればいいと思う。事前に送付された「T O H O K U 4号」には、書記官へのインタビュー記事が掲載されており、このような書記官が各裁判所に多数配置されていると思うが、多忙な様子がかがえるので、もっと市民が気軽に相談できるような立場の人がいるとよいと思う。

なお、資料2の「裁判の迅速化に関する法律」の8条1項末尾に、「検証の結果を、2年ごとに、国民に明らかにする」とあるが、どのような場所で、どのような方法で明らかにするのか教えてほしい。

刊行物によるほか、最高裁ホームページにも載せることになる。

裁判所では、まず玄関の案内窓口で受付をし、事案によって家庭裁判所又は簡易裁判所の相談かに振り分けた上、書記官や事務官が交代で相談に応じている。

相談に来られる方は、自分の問題をうまく説明できないことが多く、そのため、受付の段階で相談内容に関する問診票のようなものを書いてもらうことも難しいのが現状である。相談を担当する職員は、できるだけ丁寧に対応して、抱えている問題を聞き出すようにしており、現状の態勢のなかで、できる限りのことをしていると思っている。

(庶務担当)

家庭裁判所に相談に来られる方の問題は多岐にわたり、定型的なものとは限らず、非定型的なものも多い。例えば人生相談的なことや、自分にこういう権利があるのかと尋ねる方もいる。家庭裁判所は、そういう相談の場所ではないが、だからといってむげに断ることはしていない。

盛岡の裁判所は、積極的に相談に来られた方にとっては、相談を受ける態勢はできていると言えると思う。

資料3-1「裁判の迅速化に関する法律について」というチャート上部の「《裁判の迅速化》」中の「【制度・体制の充実】」とある中に、「裁判所・検察庁の人的体制の充実」というのがあるが、法が施行されて、職員や予算が増えるという実績はあったのか。というのも、教育委員会関係の仕事の中で、家庭裁判所の世話になった子どもと親から、家庭裁判所の職員に真剣に話を聞いてもらったことについて、「もっと前にこういう積極的に聴いていただく場所があればよかった。」と言われて、教育関係者として反省しているところなので、人的体制がないとそういうこともできないことから伺った次第である。

裁判所は、とりあえず自分たちのやれることからやってみるという内部努力から始めているところである。

検察庁は、取調べや罰金の納付で来られる方など、目的がはっきりしているので、保安上、守衛を置いている。検察庁では、検察官は増えているが、検察事務官は減っているので、仕事の内容を合理化するなどの工夫をしている状況にある。

花巻の裁判所は、恒常的に駐車場が足りないし、盛岡の裁判所も十分でない。部署ごとに与えられた環境でできる限りのことをしているのは立派だと思うが、抱えている問題は声を挙げて主張すべきではないか。司法の核は裁判所であり、地方では国会や財務省を相手に予算のことは言えないかもしれないが、言っていくための工夫は必要だと思う。

それを言うための裁判所としてのPRが足りないと感じる。国民は、裁判所がどういうことをしているところであり、使い勝手が良いのか悪いのかも分からないでいる。使ってみたら良かったことがあれば、先ほどの意見のように、もっと前から知っていれば良かったということになる。基本的に、これからは一般市民に理解してもらおう努力をさらに続けなければならない。

司法試験に合格し、法律に精通している弁護士だけではなく、離婚なら離婚だけを専門にアドバイスできるような資格の職種を作る制度があると良い。そして、その専門職種の人を代理人に立てられるような制度があってもいいと思う。

迅速化法は不思議な法律だと感じる。この法律は、例えば第5条末尾の「弁護士の体制の整備に努めるものとする」など、曖昧な含みのある表現が多く、何もしなくても良いということになりかねない。関係者が責務を有するといっても責務を果たさなかった場合にどうなるかということも曖昧だし、財政的な裏付けもない。迅速化に関する法律まで作ったということは、現実に世間一般が「裁判は遅い」と見ているからである。世間一般の中で裁判に関わる人は一握りであり、そのほかは、ワイドショー等で見ている人ばかりである。裁判に時間がかかるといっても一般市民には関わらないし、世間話で時間がかかると言っているにすぎない。

迅速化法は、裁判そのものに誤りのないように、本当の意味での望ましい裁判の在り方を求めるもので、「2年」というのは数字合わせにすぎない。2年以内の短い時間で終わらせるのがいい場合もあるが、そうでない場合もあり、それをどこで見極めるかということも難しい。

自分は、裁判に関わることだけでなく、裁判所に来ることだけでも恐ろしいような気がしていた。地方裁判所委員会に出席するため、初めて裁判所に来て車を停めた際、守衛に「今日は何の用事で来たのか」と尋ねられたが、そのときは、自分の身なりを見て声をかけられたのかなと思った。ただ、相談で来られた方が守衛に声をかけられるのは良いことなのかもしれないと思ったり、また、駐車場でいきなり声をかけられるよりも、受付があって、心の準備が自分できてから、こちらから尋ねる方が良いと思ったりもした。

裁判に関する情報は、マスメディアから入ってくるものがほとんどなので、もっと時間がかかると思っていたが、今回の委員会で配布を受けた資料によると、こんな程度の期間で終わっているのかと思った。また、時間をかけなければならない裁判は、ある程度時間をかけなければならないと思うし、一般国民に、裁判にかかっている時間を知らせることも大切だと思う。

また、手続説明リーフレットのようなものがあっても、裁判手続には踏み込めないのが実際なので、簡単に何かあったら相談してみようという、頼りにできる場所や機関があったらいいと思う。

建築士の立場で、裁判の迅速化と多少関係することで、常々、反省していることがある。

専門的な相談窓口の話が出たが、私ども建築家は、建物の瑕疵担保責任や請負代金請求などの場合に、建物の建築費用が相当であったかどうかを確かめるため、建て主から、積算の依頼を受けることがある。大体が弁護士に相談したところ、建築士に積算してもらってはどうかとアドバイスされて来られるようである。相談者が

どの程度の気持ちで来るのかは分からないが、私どもの立場からすると、生活がかかっているのです、どうしても手掛けている仕事を優先させてしまう。積算に日数がかかりそうなときは断る場合もあるし、また、時間がかかると話す場合もある。依頼を引き受ける場合でも、費用がかかることをきちんと説明できると良いが、それもできない。相談や積算は、1級建築士、2級建築士、木造建築士のほか、大工も行っており、それぞれの立場で費用が異なるため、費用について明確に話せないという事情がある。建築士は、地位向上を常々考えているが、私ども自身の中に課題があると思っている。そのため、裁判の迅速化の面では、建築士の業界も迅速を阻害している部分に関わっているのではないかと考えている。

公害関係などの特殊な訴訟に時間がかかるとの話だが、2週間前に沖縄の嘉手納基地訴訟の判決が出た。訴訟は長い期間かかっており、その訴訟を提起した時点での損害だけが賠償されると聞いている。しかし、飛行機は訴訟提起後も飛んでいるので、その後の損害分は、また新たに訴訟を提起しなければならず、更に時間がかかる。未来にわたってそのようなことを繰り返すのはどのようなものかと感じるとともに、大変だと思った。

迅速化法を読んでみて、予算をかけてまでの変化はないよということ予想される。最後はマンパワーになるので、裁判所は、一般の公務員と同じように公務員削減の波に飲まれることのないようにすべきと思う。

司法書士が訴訟に携われるようになったというが、訴訟まではいかなくても、保険のアドバイザーのように、専門用語を解説したり、ほかの機関を紹介したりすることのできる、市民の相談を民間で請け負う方がいるといいと思った。そうすることで、裁判所職員の省力化にもつながると思う。現時点で、そういう事業を起こした場合には、何か法律に触れることになるのか。

取り扱う案件の内容、方法によっては、弁護士法に触れる場合もあり得る。

市民は、弁護士の相談料が30分で5000円であるということさえも知らないのです、そういうことを教えてくれる機関があるといいと思う。

今回の感想としては、法曹三者は迅速化法第2条3項の当事者擁護の立場を大事にしてもらえればよいと思う。

第7 第6回委員会の開催時期、開催方法及び開催テーマについて

次回委員会は、6月又は7月に地・家裁委員会の合同委員会を開催することとし、開催テーマは、委員において庶務担当に事前に申し出ることとした。

また、具体的な開催日時及び開催テーマは、庶務担当から改めて通知することを確認した。

第8 閉会

以上